

UP 長崎 島原 2 2020

Line up

- 1面 経営は「信」「誠」「変」
- 2-3面 令和2年度 税制改正大綱(個人所得課税/消費課税編)
- 4面 セミナーご案内・税務カレンダー
- 特別編1-2面 「働き方改革」用に整備されている補助金・助成金を活用しませんか?
新入社員紹介

晩冬の候、椿や水仙の花が終わり、沖縄では緋寒桜、そして本土では梅の香りの季節になりました。「冬来たりなば春遠からじ」です。皆様お元気でしょうか。

経営は「信」「誠」「変」

2月といえば私たち税理士業界では「所得税の確定申告」が真っ先に頭に浮かびます。個人の方々の税務申告は暦年で損益を計算して翌年の2月16日から3月15日(今年は2月17日～3月16日)の期間に申告する義務があります。税務業界では一番多忙な時期です。長崎オフィスでも毎年約700件の申告を担当しています。お客様にはいろいろとご不便やご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが諸事情をご賢察のうえ、ご理解をいただければ幸いに存じます。但し緊急時には迅速に対応いたします。作家の伊集院静氏は「時間はアル、ナシではなくてツクルものである」と言われましたが私のような凡人は目先のことに追われて時を費やしています。

三菱の城下町である長崎に衝撃のニュースでした。長崎新聞1月10日「水や空」に次のような記事がありました。「岩崎弥太郎が三菱を創業して150年。長崎造船所は造船だけでなく、火力発電や風力発電などにも事業を広げてきた」「造船部門も拡大し1972年には100万トンドッグを有する香焼工場が完成した。その香焼工場を売却する話が持ち上がっている。主力造船設備だけに地元は大きな衝撃を受けた。ただ、三菱の業態は時代の推移とともに変化してきたのも事実だ」「企業が生き残るには変化は欠かせない。創業200年を迎えるころには、また今とは違う形に変わっているかもしれない」。

三菱の業態が変わる以上、関連会社も変わりながら受注をしていかなければなりません。業種を問わず大企業も中小企業も変化して時代のニーズ、ウォンツに迎合していかなければ生き残れないのです。グローバル化とは「変化の時代」になるということです。変化に対応するためには2手3手打っておいてどう転んでも慌てないようにしておきましょう。「逆境に立たされてこそ成長はできる」「今を変えなければ未来は変わらない」とはラグビー選手の五郎丸歩氏の言葉です。

東京の浅草、日本橋界限には時代の変化に対応して生き残った百年企業が多くあります。生き残ってきた秘訣を経営者に一字で書いてもらったら、第一位は「信」、第二位は「誠」「変」でした。経営の本質は「信用」「信頼」「誠実」「変化」ということでしょうか。歴史がある企業はそれらを地道に実践してきたのだと思います。人生においても同じことがいえます。

「良い人生を送るためには『和顔愛語(わけんあいご)』を心がけること、お釈迦様の教えです。笑顔は幸せの処方箋です。笑いは副作用のない魔法のクスリです。近年の脳科学の研究では「笑うことによって外界に対する認知がポジティブに変化する」ことが証明されたそうです。心に余裕がない時、ストレスが多い時ほど、鏡の前で大きく深呼吸をする、そしてにっこり笑ってみましょう。乱れた心を整えるには笑顔と優しい言葉が大切です。「楽しいから笑うのではない、笑うから楽しいのだ」と某心理学者は言っています。特に経営者は心に余裕が必要です。心は顔に表れます。笑顔が多い経営者には人が寄ってきますので有益な情報も多く集まります。ビジネスは情報収集がスタートでありベースです。多くの情報から経営方針を選択したほうが失敗は少ないのです。

弊社には様々な業種の情報がたくさん集まります。財務や税務だけでなくIT、リスクマネジメント、事業承継やM&A(企業・事業の合併や買収)等についても専門家が揃っています。ぜひ活用していただきたいと思います。

寒い日が続きます。皆様ご自愛ください。



税理士法人アップパートナーズ
総代表 内田 延佳

令和2年度 税制改正大綱(個人所得課税/消費課税編)

昨年12月、令和2年度税制改正大綱が閣議決定されました。

人口減少と少子高齢化が進む中で人生100年時代に相応しい諸制度への転換、事業革新に繋がるイノベーションを生み出すベンチャー企業への投資促進がポイントです。公的年金はあてにせず自身で老後資金の手当てを、成長・発展が見込める企業には研究資金を投資してください、という国のメッセージが読み取れます。

今月から分野別にシリーズでお届けします。今回は個人所得課税／消費課税編です。

1. NISA 制度の見直し、延長

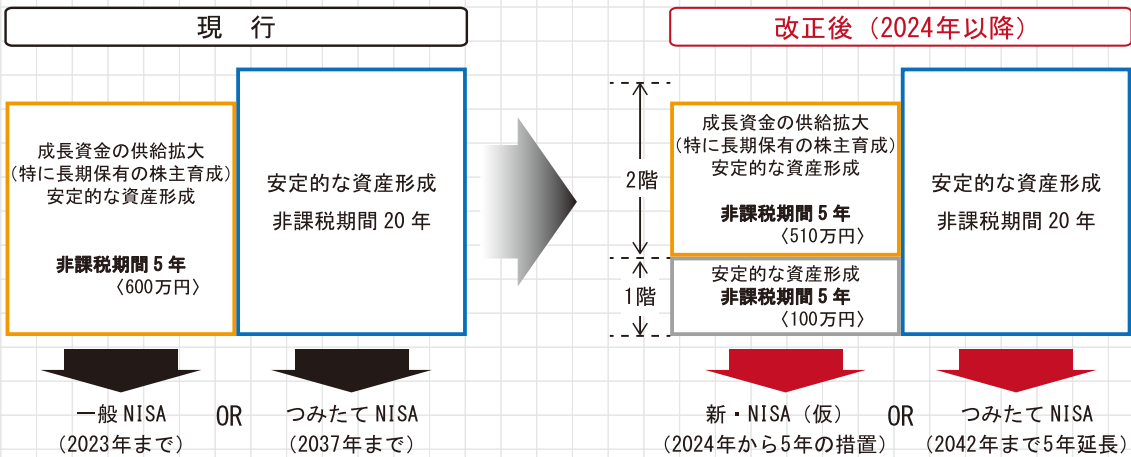
人生100年時代を迎え、高齢者の就労拡大や働き方の多様化に対応し、私的年金の加入年齢引上げ、企業年金の普及拡大、家計の安定的な資産形成を促進する観点から、つみたてNISAは5年延長、一般NISAは2024年から2階建ての制度に見直して5年延長されます。なお、利用実績の乏しいジュニアNISAは延長せず2023年末で終了です。

NISA 改正のイメージ

	新・NISA (仮称) (2024年から5年間)	つみたてNISA (5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長投資の供給拡大(特に長期保有の株主育成)の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間(終了後は「つみたてNISA」への移行可能)	20年間
口座期間可能期間	令和5年(2023年)まで⇒令和10年(2028年)まで(5年間措置)	令和19年(2037年)まで⇒令和24年(2042年)まで(5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等(注) 1階 つみたてNISAと同様(積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

(備考)「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

(注) レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監理銘柄を投資対象から除外。



(出典：金融庁資料)

2. 住宅ローン控除の適用要件の見直し

新規住宅に居住した年から3年目に従前住宅等を譲渡した場合においても、以下の特例を適用する場合は、住宅ローン控除の適用が受けられないことになりました。令和2年4月以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用されます。

- ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例など

これらの特例を受けた場合、既に適用した住宅ローン控除は遡及して適用できないこととなり、過去の申告について修正申告が必要となります。

(→3面に続く)

令和2年度 税制改正大綱(個人所得課税/消費課税編)

島原オフィス 所長
長崎オフィス 税務相談室 室長
社員税理士 内田 尚生

(←2面より続き)

3. 国立大学法人等に対する個人寄付の促進

寄附収入がイノベティブな研究に挑戦する若手研究者への研究費助成事業等に充てられる場合には、税額控除を選択できるようになります。

4. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制実現のため、令和2年分の所得税から以下の見直しが行われます。

(1) 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用

(2) 寡婦(夫)控除について、以下のとおり見直し

- ・寡婦に寡夫と同等の所得制限(所得500万円(給与年収約678万円))を設ける
- ・住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者(事実婚)は対象外
- ・子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする(所得税 27⇒35万円、個人住民税 26⇒30万円)

5. 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

確定拠出年金法等の改正を前提に、以下の項目について所要の措置が講じられます。

(1) DC(企業型・個人型)の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大

・企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入可能年齢の見直し

【現行】厚生年金被保険者のうち65歳未満のもの⇒【見直し案】厚生年金被保険者(70歳未満)

・個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入可能年齢の見直し

【現行】国民年金被保険者のうち60歳未満のもの

⇒【見直し案】国民年金被保険者

①第1号被保険者:60歳未満

②第2号被保険者:65歳未満

③第3号被保険者:60歳未満

④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)

・確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))の受給開始時期の選択肢の拡大

【現行】60歳から70歳の間で個人が選択可能⇒【見直し案】公的年金の見直しに併せて上限年齢を引上げ(75歳)

・確定給付企業年金(DB)の支給開始時期の設定可能範囲の拡大

【現行】60歳から65歳の間で企業が設定可能⇒【見直し案】柔軟な制度運営を可能とするため設定可能範囲を70歳に拡大

(2) 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

【現行】100人以下⇒【見直し案】300人以下

(3) 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和

・企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限られているが、これを改め、iDeCoに加入できるように改善を図る。

(出典:厚生労働省資料)

6. 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し

住宅として貸付を行う建物の取得費に係る消費税は本来課税仕入にはできませんが、意図的に他の事業で課税売上割合を増加させることで当該取得費の全部または一部を仕入税額控除(消費税計算上の経費)とする行為が指摘されていました。そこで、令和2年4月以後に行われる貸付から一定の居住用賃貸建物(注)について、取得時の仕入税額控除を認めないことになりました。

一方、当該建物を取得した課税期間の初日から3年以内に事業用貸付及び譲渡に転用した場合は、貸付や譲渡の額を対価の基礎として調整を行います。

(注) 居住用賃貸建物…住宅の貸付でないことが明らかな建物以外の建物であり、かつ、対価が1千万円(税抜)以上であること

法人税の税率は軽減傾向ですが、その反面所得税は課税強化、特にいわゆる富裕層はここ数年で給与所得控除の縮小、人的控除の縮小廃止で著しい増加傾向にあります。自己の資産形成と節税をバランスよく組み合わせることが肝要です。当グループにはCFP(日本FP協会認定、1級プランナー)も在籍しております。ご興味のある方はお気軽に担当者までお尋ねください。

2020、2

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3 ★1	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17 ★2	18	19	20	21	22
23	24	25	26 ★1	27	28	29

セミナーのご案内

ビジネス見える化セミナー ★1

主 催	日本政策金融公庫 長崎支店、(株)内田会計事務所、九州ビジネスネットワーク協同組合
日 時	令和2年2月26日(水) 13:30～16:00
場 所	税理士法人アップパートナーズ 長崎オフィス セミナールーム
講 師	日本政策金融公庫 長崎支店 上席課長代理 本田 鉄平氏
受講料	無料
定 員	15名

株式会社 内田会計事務所 主催

医業経営セミナー ★2

テーマ	「2020年診療報酬改定の最新情報を解説」
日 時	令和2年3月22日(日) 13:30～16:30
場 所	長崎県総合福祉センター 講座室(長崎市茂里町 3-24)
講 師	酒井 麻由美 先生(株式会社リンクアップラボ 代表取締役 医業経営コンサルタント)
受講料	5,000円(税込) (アップパートナーズグループのお客様は資料代1,000円(税込))
定 員	50名(1法人2名様まで)

2020、3

UP²₂₀₂₀

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ★3	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22 ★2	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

【税務calendar】

▶ 令和元年分贈与税の申告

【申告期限】2月3日(月)～3月16日(月) ★1

▶ 令和元年分所得税の確定申告

【申告期限】2月17日(月)～3月16日(月) ★2

▶ 令和元年12月決算法人の確定申告・消費税の確定申告

【申告期限】3月2日(月) ★3

▶ 6月決算法人の中間(予定)申告

【申告期限】3月2日(月) ★3



アップパートナーズグループのご案内

■ 税理士法人 アップパートナーズ

【福岡本部】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九勸筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】 〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号
TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064 (業務時間外) FAX: 095-862-8885

■ 一般社団法人 相続手続支援センター

【島原オフィス】 〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556

■ 一般社団法人 昇継

【佐賀中央オフィス】 〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島 2-2-9
TEL: 0952-33-7501 FAX: 0952-33-7511

■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀)

【佐賀伊万里オフィス】 〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783

■ 株式会社 SOTコンサルティング(福岡・佐賀)

【佐世保オフィス】 〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199

■ 株式会社 forte ONE

【北九州オフィス】 〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022

■ 司法書士法人ハートトラスト

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索